

目 次

令和5年6月定例会

NO	議案番号	件 名
1	議案第32号	箱根町町税条例の一部を改正する条例の制定について
2	議案第33号	箱根町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
3	議案第34号	令和5年度箱根町一般会計補正予算（第2号）
4	議案第35号	工事請負契約の締結について
5	議案第36号	工事請負契約の締結について
6	議案第37号	工事請負契約の締結について
7	議案第38号	工事請負契約の締結について
8	議案第39号	物件供給契約の締結について
9	議案第40号	町道路線の廃止について
10	議案第41号	固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第 32 号

箱根町町税条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 5 年 6 月 9 日 提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

地方税法施行規則等の一部を改正する省令(令和 5 年総務省令第 36 号)が公布されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要がある
ので、本条例案を提出するものである。

箱根町町税条例の一部を改正する条例

箱根町町税条例（昭和 51 年箱根町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条第 1 号エ中「及び」を「、」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条第 1 項第 13 号の 6 に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 29 条第 1 号エの規定は、令和 6 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 5 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 33 号

箱根町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和 5 年総務省令第 8 号）が令和 5 年 2 月 21 日に公布され、その一部が同年 10 月 1 日から施行されること等に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるため、本条例案を提出するものである。

箱根町火災予防条例の一部を改正する条例

箱根町火災予防条例（昭和 37 年箱根町条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の 2 第 1 項中「自動車等（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。第 12 号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力 200 キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む」に改め、同項第 1 号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるもの（にあっては）」に改め、同号に次のように加える。

- ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの
- イ 分離型のもの（にあっては、充電ポスト

第 11 条の 2 第 1 項第 2 号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポスト（にあっては、この限りでない）。

第 11 条の 2 第 1 項第 6 号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第 7 号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第 11 号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めるときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第 12 号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第 13 号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第 16 号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第 18 号を第 19 号とし、第 17

号を第 18 号とし、第 16 号の次に次の 1 号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第 16 条第 1 項中「いう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第 23 条第 3 項を削り、同条第 4 項第 2 号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第 7 に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 33 条第 2 項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない」に改め、同項を同条第 3 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

4 第 2 項又は前項第 2 号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第 7010 号又は日本産業規格 Z8210 に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第 7001 号又は日本産業規格 Z8210 に適合するものとしなければならない。

第 23 条第 5 項中「前項第 2 号」を「第 3 項第 2 号」に改める。

別表第 7 を次のように改める。

別表第 7 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 11 条の 2 第 1 項の改正規定及び次項の規定は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第 11 条の 2 第 1 項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の箱根町火災予防条例（以下「新条例」という。）第 11 条の 2 第 1 項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 新条例第 23 条第 3 項第 2 号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号）附則第 3 条第 1 項の規定により読み替えて適用される健康増進法第 33 条第 2 項に規定する指定たばこ専用喫煙室標

識」と読み替えるものとする。

- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第34号

令和5年度箱根町一般会計補正予算（第2号）

令和5年度箱根町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ397,958千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,407,029千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

- 第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年6月9日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
45 国庫支出金		555,585	2,256	557,841
	10 国庫補助金	315,826	2,256	318,082
65 繰入金		494,035	389,002	883,037
	05 基金繰入金	494,035	389,002	883,037
80 町債		896,500	6,700	903,200
	05 町債	896,500	6,700	903,200
歳 入 合 計		11,009,071	397,958	11,407,029

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		2,080,124	1,662	2,081,786
	05 総務管理費	1,839,666	1,662	1,841,328
15 民生費		1,852,881	7,729	1,860,610
	10 児童福祉費	644,248	7,729	651,977
20 衛生費		1,588,301	388,567	1,976,868
	05 保健衛生費	411,839	7,000	418,839
	10 清掃費	1,176,209	381,567	1,557,776
歳出	合計	11,009,071	397,958	11,407,029

第2表 継続費補正

(変更)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
20 衛生費	10 清掃費	ごみ処理広域化 推進事業	千円 2,655,000	令和 5年度	千円 232,750	千円 3,365,000	令和 5年度	千円 232,750
				令和 6年度	1,040,568		令和 6年度	1,350,618
				令和 7年度	889,683		令和 7年度	1,155,182
				令和 8年度	491,999		令和 8年度	626,450

第3表 債務負担行為補正

(変更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
可 燃 ご み 中 継 施 設 等 運 営 業 務 委 託	令和5年度から	(予算計上額 0) 千円	令和5年度から	(予算計上額 0) 千円
	令和21年度まで	5,300,000千円に物価変動 及び税制度の変化による増 減額を加算した額	令和21年度まで	4,590,000千円に物価変動 及び税制度の変化による増 減額を加算した額

第4表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
町 営 住 宅 整 備 事 業	千円 43,500	証書借入または、証券発行 事業の進捗その他の都合により、起債前借または、翌年度に繰り越して借り入れることができる。	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との融通条件による。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または、繰り上げ償還もしくは低利債に借り換えることができる。	千円 50,200	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
45 国庫支出金	555,585	2,256	557,841
65 繰入金	494,035	389,002	883,037
80 町債	896,500	6,700	903,200
歳入合計	11,009,071	397,958	11,407,029

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 総務費	2,080,124	1,662	2,081,786	1,200	0	0	462
15 民生費	1,852,881	7,729	1,860,610	1,328	0	0	6,401
20 衛生費	1,588,301	388,567	1,976,868	6,500	0	0	382,067
35 土木費	565,755		565,755	△6,772	6,700	0	72
歳出合計	11,009,071	397,958	11,407,029	2,256	6,700	0	389,002

2 歳入

(款) 45 国庫支出金

(項) 10 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
60 社会資本整備総合交付金	68,800	△6,772	62,028
72 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	66,019	9,028	75,047
計	315,826	2,256	318,082

(款) 65 繰入金

(項) 05 基金繰入金

05 財政調整基金繰入金	483,756	389,002	872,758
計	494,035	389,002	883,037

(款) 80 町債

(項) 05 町債

35 土木債	163,200	6,700	169,900
計	896,500	6,700	903,200

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
05 社会資本整備総合交付金	△6,772	05 社会資本整備総合交付金更正減	△6,772
05 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	9,028	05 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金追加	9,028

05 財政調整基金繰入金	389,002	05 財政調整基金繰入金追加	389,002

20 住宅債	6,700	05 町営住宅整備事業債追加	6,700

3 歳出

(款) 10 総務費

(項) 05 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
15 電子計算管理費	168,587	462	169,049	0	0	0	462
60 コミュニティ活動推進費	36,653	1,200	37,853	1,200	0	0	0
計	1,839,666	1,662	1,841,328	1,200	0	0	462

(款) 15 民生費

(項) 10 児童福祉費

05 児童福祉総務費	144,466	7,729	152,195	1,328	0	0	6,401
計	644,248	7,729	651,977	1,328	0	0	6,401

(款) 20 衛生費

(項) 05 保健衛生費

10 予防費	84,186	500	84,686	0	0	0	500
27 環境保全対策費	10,197	6,500	16,697	6,500	0	0	0
計	411,839	7,000	418,839	6,500	0	0	500

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金補助 及び交付金	462	05-01-01 電子計算処理推進事業追加…………… 18-01 負担金追加	462 462
18 負担金補助 及び交付金	1,200	05-10-01 集会所等整備事業追加…………… 18-51 補助金追加	1,200 1,200

3 職員手当等	74	05-29-01 子育て世帯応援給付金給付事業……………	7,729
10 需用費	50	03-01 職員手当等	74
11 役務費	105	10-01 消耗品費	50
18 負担金補助 及び交付金	7,500	11-01 役務費 18-91 交付金	105 7,500

19 扶助費	500	05-11-01 带状疱疹ワクチン接種事業…………… 19-01 扶助費	500 500
3 職員手当等	460	05-12-01 省エネ家電買替え促進事業……………	6,500
10 需用費	15	03-01 職員手当等	460
11 役務費	25	10-01 消耗品費	15
18 負担金補助 及び交付金	6,000	11-01 役務費 18-51 補助金	25 6,000

(款) 20 衛生費

(項) 10 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 ごみ処理費	747,984	381,567	1,129,551	0	0	0	381,567
計	1,176,209	381,567	1,557,776	0	0	0	381,567

(款) 35 土木費

(項) 30 住宅費

05 住宅管理費	98,246	0	98,246	△6,772	6,700	0	72
計	98,246	0	98,246	△6,772	6,700	0	72

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	112,287	01-05-01 経常経費追加…………… 117,567
14 工事請負費	264,000	(委託料)
18 負担金補助 及び交付金	5,280	12-58 ごみ外部処理委託料追加 112,287
		(負担金補助及び交付金)
		18-92 事業系一般廃棄物外部処理対応交付金 5,280
		05-02-01 清掃第1プラント施設維持管理事業追加…………… 264,000
		14-01 工事請負費追加 264,000

		財源振替
		05-01-01 町営住宅整備事業…………… 財源内訳更正

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与 費					計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他の 手 当 (千円)					
補正後	長 等	3	-	25,980	11,593 (4.4)	-	7,981	45,554	6,465	52,019	
	議 員	13	49,224	-	21,659 (4.4)	-	-	70,883	14,251	85,134	
	その他の 特別職	590	34,860	-	-	-	-	34,860	9,360	44,220	
	計	606	84,084	25,980	33,252	-	7,981	151,297	30,076	181,373	
補正前	長 等	3	-	25,980	11,593 (4.4)	-	7,981	45,554	6,465	52,019	
	議 員	13	49,224	-	21,659 (4.4)	-	-	70,883	14,251	85,134	
	その他の 特別職	590	34,860	-	-	-	-	34,860	9,360	44,220	
	計	606	84,084	25,980	33,252	-	7,981	151,297	30,076	181,373	
比 較	長 等	0	-	0	0 (0)	-	0	0	0	0	
	議 員	0	0	-	0 (0)	-	-	0	0	0	
	その他の 特別職	0	0	-	-	-	-	0	0	0	
	計	0	0	0	0	-	0	0	0	0	

2. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)			
補正後	488	220,117	1,338,223	1,045,396	2,603,736	462,169	3,065,905	
補正前	488	220,117	1,338,223	1,044,862	2,603,202	462,169	3,065,371	
比 較	0	0	0	534	534	0	534	

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 地 域 通 勤 期 末 勤 勉 管 理 職 特 殊 勤 務	手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
		手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)		
	補正後	30,564	-	54,690	325,104	239,900	41,591	3,061		
	補正前	30,564	-	54,690	325,104	239,900	41,591	3,061		
比 較	0	-	0	0	0	0	0			

職員手当等の内訳	区 分	宿 日 直 時 間 外 勤 務 住 居 管 理 職 員 児 童 退 職	手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
		手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)		
	補正後	1,476	117,969	35,382	2,583	14,950	178,126		
	補正前	1,476	117,435	35,382	2,583	14,950	178,126		
比 較	0	534	0	0	0	0			

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減理由別内訳 (千円)	説 明	備 考
職員手当等	534	子育て世帯応援給 付金給付事業	74 時間外勤務手当 74千円	
		省エネ家電買替え 促進事業	460 時間外勤務手当 460千円	

3. 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)			
補正後	139	220,117	—	37,677	257,794	34,174	291,968	
補正前	139	220,117	—	37,677	257,794	34,174	291,968	
比 較	0	0	—	0	0	0	0	

※本表の数値は、2 - (1) 総括の内数です。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額		前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左の財源内訳			
							特定財源			一般財源
							国 県 支出金	地方債	その他	
可 燃 ご み 中 継 施 設 等 運 営 業 務 委 託	補正前の額	5,300,000千 円に物価変 動及び税制 度の変化に よる増減額 を加算した 額			令和5年度 ～ 令和21年度	5,300,000千 円に物価変 動及び税制 度の変化に よる増減額 を加算した 額	0	0	0	当該年度以 降の支出予 定額から特 定財源を差 し引いた額
	補 正 額	△ 710,000			令和5年度 ～ 令和21年度	△ 710,000	0	0	0	当該年度以 降の支出予 定額から特 定財源を差 し引いた額
	補正後の額	4,590,000千 円に物価変 動及び税制 度の変化に よる増減額 を加算した 額			令和5年度 ～ 令和21年度	4,590,000千 円に物価変 動及び税制 度の変化に よる増減額 を加算した 額	0	0	0	当該年度以 降の支出予 定額から特 定財源を差 し引いた額

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分		前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還 見込額	
1. 普通債	補正前の額	6,501,195	6,049,549	896,500	656,589	6,289,460
	補正額	0	0	6,700	0	6,700
	補正後の額	6,501,195	6,049,549	903,200	656,589	6,296,160
4. 公営住宅	補正前の額	17,683	47,403	43,500	8,303	82,600
	補正額	0	0	6,700	0	6,700
	補正後の額	17,683	47,403	50,200	8,303	89,300
合 計	補正前の額	7,725,508	7,036,965	896,500	922,700	7,010,765
	補正額	0	0	6,700	0	6,700
	補正後の額	7,725,508	7,036,965	903,200	922,700	7,017,465

議案第 35 号

工事請負契約の締結について

次のとおり箱根湿生花園整備事業 管理棟改修工事の工事請負契約を締結する。

1 契約の相手方

神奈川県足柄下郡箱根町仙石原 126 番地

箱根建設株式会社

代表取締役 勝俣 昭彦

2 契約金額

金 81,290,000 円

令和 5 年 6 月 9 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

箱根湿生花園整備事業 管理棟改修工事について、令和 5 年 5 月 19 日に一般競争入札をしたところ、箱根建設株式会社が落札したので、本案をもって工事請負契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年箱根町条例第 24 号）第 2 条の規定により提出するものである。

議案第 36 号

工事請負契約の締結について

次のとおり森のふれあい館整備事業 空調設備改修工事の工事請負契約を締結する。

1 契約の相手方

神奈川県南足柄市狩野 672 番地
株式会社神成工業
代表取締役 石井 一成

2 契約金額

金 112,028,400 円

令和 5 年 6 月 9 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

森のふれあい館整備事業 空調設備改修工事について、令和 5 年 5 月 19 日に一般競争入札をしたところ、株式会社神成工業が落札したので、本案をもって工事請負契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年箱根町条例第 24 号）第 2 条の規定により提出するものである。

議案第 37 号

工事請負契約の締結について

次のとおり町営住宅整備事業 前田町営住宅外壁及び屋上改修工事の工事請負契約を締結する。

1 契約の相手方

神奈川県足柄下郡箱根町湯本 706 番地

株式会社ビルダーズネットワーク

代表取締役 佐々浦 典昭

2 契約金額

金 67,958,000 円

令和 5 年 6 月 9 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

町営住宅整備事業 前田町営住宅外壁及び屋上改修工事について、令和 5 年 5 月 19 日に一般競争入札をしたところ、株式会社ビルダーズネットワークが落札したので、本案をもって工事請負契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年箱根町条例第 24 号）第 2 条の規定により提出するものである。

議案第 38 号

工事請負契約の締結について

次のとおり消防情報機器等整備事業 消防指令システム設備更新工事の工事請負契約を締結する。

1 契約の相手方

神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目 3 番 5 号
NEC ネットエスアイ株式会社神奈川支店
支店長 富沢 健一

2 契約金額

金 268,400,000 円

令和 5 年 6 月 9 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

消防情報機器等整備事業 消防指令システム設備更新工事について、令和 5 年 5 月 24 日に見積合せをしたところ、NEC ネットエスアイ株式会社神奈川支店が落札したので、本案をもって工事請負契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年箱根町条例第 24 号) 第 2 条の規定により提出するものである。

議案第 39 号

物件供給契約の締結について

次のとおり物件供給契約を締結する。

1 購入品名・車名・台数

- (1) 購入品名 消防ポンプ自動車（第 11 分団車）
- (2) 型 式 いすゞエルフ（ダブルキャブ）
- (3) 台 数 1 台

2 契約の相手方

東京都大田区大森東 5 丁目 34 番 9 号 ウィステリア大森東 201
小川ポンプ工業株式会社東京事務所
所長 猶原 浩司

3 契約金額

金 25,630,000 円

令和 5 年 6 月 9 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

（提案理由）

消防車両整備事業 消防ポンプ自動車（第 11 分団車）購入について、令和 5 年 4 月 28 日に指名競争入札をしたところ、小川ポンプ工業株式会社東京事務所が落札したので、本案をもって物件供給契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年箱根町条例第 24 号）第 3 条の規定により提出するものである。

議案第 40 号

町道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり町道路線を廃止する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

路線名	起 点 終 点
町道箱 92 号線	箱根字小田原町 130 番地先 箱根字小田原町 126 番地先

（提案理由）

本路線は現況がなく、一般の交通の用に供する用途を喪失しており、町道として存続する必要があるため廃止しようとするものである。

